

令和6年2月20日 開会

令和6年2月20日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

令和6年2月定例会

1 会 期 1日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	2月20日	火	10:00	<ul style="list-style-type: none">○開 会・議席指定・会期決定・会議録署名議員の指名・諸報告・議会運営委員会委員補欠選任・広域連合一般に対する質問・第1号議案～第8号議案 上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決・第9号議案～第11号議案 追加議案上程、提案理由説明の省略、採決・議決事件の字句及び数字等の整理○閉 会

目 次

2月定例会議案等	2
2月定例会一般質問項目表	3

【2月20日（火）】

●開会	7
●令和6年能登半島地震に伴う黙禱	7
●議席指定	7
●会期決定	7
●会議録署名議員の指名（西依義規議員、伊藤泰彦議員）	7
●諸報告	7
●議会運営委員会委員補欠選任	7
●広域連合一般に対する質問	7
◎土淵茂勝議員	7
「1 健康診査事業について」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（元松直朗）	
「2 保険料の値上げについて」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（元松直朗）	
横尾俊彦広域連合長	
「3 マイナ保険証について」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（元松直朗）	
●第1号議案～第8号議案	
○上程	12
○提案理由説明（◎横尾俊彦広域連合長）	12
○質疑・討論	14
○採決	14
●第9号議案～第11号議案	
○上程	15
○提案理由説明の省略	15
○採決	15
●議決事件の字句及び数字等の整理	15
●閉会	15
〔当日配付資料〕	
・議席表	17
・諸報告	18

● 2 月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第 1 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 2 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 3 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 4 号議案	令和 5 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 5 号議案	令和 5 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 6 号議案	令和 6 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 7 号議案	令和 6 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 8 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画について	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 9 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 10 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年 2 月 20 日 可決
第 11 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則	令和 6 年 2 月 20 日 可決

選挙・選任	
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議会運営委員会委員の補欠選任	令和 6 年 2 月 20 日 選任決定

報告書等	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和 6 年 2 月 20 日 決定

一般質問項目表

○ 一 般 質 問

令和6年2月定例会

質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
1	土 渕 茂 勝	一問一答	<p>1 健康診査事業について (1) 人間ドック、脳ドックの実施をもとめる。 (2) 認知症対策として、補聴器購入への助成をもとめる。</p> <p>2 保険料の値上げについて 保険料の値上げは、保険制度の破綻につながる。出産育児支援金は制度の目的にそぐわない。</p> <p>3 マイナ保険証について 75歳以上の高齢者にとって、マイナ保険証の押し付けは死活問題。広域連合にて保険証を残すように求めるべきだ。</p>

令和6年2月20日（火）

令和6年2月20日(火)

午前10時00分～午前10時46分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	議席番号・議員氏名	①	②
1. 江口 孝二	○	—	12. 増田 紀之	○	—
2. 内野 さよ子	○		13. 古川 英子	○	
3. 土淵 茂勝	○		14. 光岡 実	○	
4. 江口 正勝	○		15. 中村 和典	○	
5. 今泉 藤一郎	○		16. 牟田 勝浩	○	
6. 池田 道夫	○		17. 前田 邦幸	○	
7. 益田 清	○		18. 野北 悟	○	
8. 岡 広明	○		19. 西依 義規	○	
9. 大川 隆城	○		20. 伊藤 泰彦	○	
10. 中牟田 文明	○		21. 松永 憲明	○	
11. 森田 浩文	○		22. 松永 幹哉	○	

【凡例】会議時間:①10:00～10:46 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾 俊彦	副広域連合長	坂井 英隆
監査委員	力久 剛	事務局長兼会計管理者	元松 直朗
副事務局長兼総務課長	実本 和彦	業務課長	吉岡 将智

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	倉持 直幸	副局長	武富 聡宣
書記	寺崎 博隆	書記	重松 聡
書記	江頭 優貴		

本日の案件

- 開会
- 議席指定
- 会期決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸報告
- 議会運営委員会委員補欠選任
- 広域連合一般に対する質問
- 以下の議案の上程、提案理由説明、議案に対する質疑・討論、採決
 - 第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - 第4号議案 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
 - 第5号議案 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 第6号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 第7号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - 第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画について
- 以下の議案の追加上程、提案理由説明の省略、採決
 - 第9号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例
 - 第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 第11号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 閉会

● 開 会

◇議長（松永幹哉議員）

おはようございます。ただいまから佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

● 令和6年能登半島地震に伴う黙禱

◇議長（松永幹哉議員）

会議に入ります前に、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々とその御遺族に対しまして、心より哀悼の意を表すために、ただいまから黙禱を捧げたいと思います。

皆様御起立をお願いいたします。黙禱。

〔黙 禱〕

◇議長（松永幹哉議員）

お直りください。御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております日程表のとおり進めます。

● 議席指定

◇議長（松永幹哉議員）

それでは、議席の指定を行います。

鳥栖市の選出議員の変更により、新たに本広域連合議会の議員となられた1名の議席は、議長においてお手元に配付している議席表のとおり指定します。〔議席表（17ページ掲載）〕

● 会期決定

◇議長（松永幹哉議員）

次に、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◇議長（松永幹哉議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

● 会議録署名議員の指名

◇議長（松永幹哉議員）

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、西依義規議員、伊藤泰彦議員、この2名を指名します。

● 諸報告

◇議長（松永幹哉議員）

次に、諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより承知をお願いします。〔諸報告（18ページ掲載）〕

● 議会運営委員会委員補欠選任

◇議長（松永幹哉議員）

次に、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。委員の補欠選任については、議長において西依義規議員を指名したいと思います。これが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◇議長（松永幹哉議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

● 広域連合一般に対する質問

◇議長（松永幹哉議員）

次に、広域連合一般に対する質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許可します。

○土淵茂勝議員

おはようございます。江北町の土淵茂勝です。

まず、健康診査事業について2点ほど質問をいたします。

健康診査の目的は、早期発見、早期治療の観点から、健康増進、医療費負担の軽減につながるものとして取り組まれているものです。

ところが、国民健康保険から離れて、75歳から後期高齢者と位置づけられた後、後期高齢者医療保険になった途端にこれまで受けられていた人間ドック、脳ドックの補助がなくなりました。

一方、後期高齢者医療保険制度の令和4年度決算資料を見ると、健康診査事業の中で人間ドック受診者数が、平成30年度341名、令和元年度278人、令和2年度42名と極端に減少し、令和3年度にはゼロとなって廃止されております。その廃止の理由はどういうことだったのかお聞きいたします。

また、人間ドック支援事業はどのような制度となっていたのか、支援事業の内容と、平成30年度、令和元年度、令和2年度のそれぞれの支援事業の

金額は幾らになっていましたか。その後、復活を求めていると聞いておりますが、現在の取組状況はどのようになっているかお聞きをいたします。

改めて、人間ドックに加えて、脳ドックへの補助を国へ強く求めるとともに、佐賀県後期高齢者医療広域連合として単独でも実施する必要があります。その考えがあるのかどうかお聞きいたします。

2点目です。後期高齢者の認知症対策として、補聴器購入への補助について質問をいたします。

高齢者になると聴力の低下に伴い、会話や他者とのつながりが減り、ひきこもりがちになります。認知症やうつ病の発生にもつながると指摘されております。

そういう中で、軽度や中程度の高齢者などに補聴器購入補助に踏み出す自治体も増えてきました。

年金者組合大阪本部の調査によりますと、昨年6月時点で184自治体だったものが、今年1月現在で239自治体と多くの市や町で実施されるようになってきております。後期高齢者対策として、佐賀県後期高齢者医療広域連合が率先して補聴器購入の補助を進めるように求めたいと思います。答弁を求めます。

○事務局長兼会計管理者（元松直朗）

おはようございます。健康診査事業に関しまして、2点の御質問がございましたので、順次お答えをいたします。

初めに、市町が実施する人間ドック、脳ドック費用助成に対する補助金の制度と補助額の実績についてお答えをいたします。

この補助金は、国の特別調整交付金を活用し実施する佐賀県後期高齢者医療広域連合長寿健康増進事業費補助金の補助対象事業の一つとして実施していたものでございます。

まず、市町がそれぞれの基準で、被保険者に対し人間ドック、脳ドックに要する費用の一部を助成し、その助成に必要な経費の一部について、本広域連合が国の特別調整交付金の交付基準に沿って、市町の被保険者数で案分した金額を補助するという流れでございました。

また、本広域連合が実施市町に交付した補助金

額の実績は、平成30年度が5市町に対し597万8,307円、令和元年度が4市町に対し250万5,676円、令和2年度が1市に対し23万2,000円でございます。

次に、市町が実施する人間ドック、脳ドック費用助成に対する補助金を廃止した理由についてお答えいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、この長寿健康増進事業費補助金は、国の特別調整交付金を活用し実施する補助金でございますが、当該特別調整交付金の人間ドック、脳ドックに関する助成が令和2年度をもって廃止となったことに伴い、本広域連合から市町に対する人間ドック、脳ドックへの補助金部分についても廃止をしたものでございます。

国は、平成30年7月に特別調整交付金における人間ドック、脳ドックへの助成を廃止する旨を広域連合に通知するに当たり、国民健康保険においても国費による特別な支援を行っていないこと及び限られた予算の中で、高齢者の心身の特性に沿った保険事業を進めていくための必要な見直しであることを廃止の理由として示しておりました。

また、これを受け、本広域連合におきましても、同じく平成30年度に、当時人間ドック等の費用助成を実施していた5市町に対しまして、県内における助成事業の実施市町数は5市町と少ないこと、人間ドック受診者の割合が1.3%と少数で、実施市町の自主財源を広域連合の保険料で補填する形で一部の市町のみを助成することは公平性が低いと考えられることの2つを理由として、国の特別調整交付金の見直しに合わせて、段階的に補助金を廃止する旨の方針を決定いたしまして、実施市町に対し理解を求めたところでございます。

続いて、人間ドック、脳ドックの補助金にかかる要望の実施の現状と、人間ドック、脳ドックの補助金を単独で実施する考えがないかとの御質問についてお答えをいたします。

まず、国への要望についてでございますけれども、国から補助金の廃止を通知された後、平成30年6月と令和元年6月、令和5年6月の3回、全国の広域連合で組織いたします全国後期高齢者医

療広域連合協議会から、人間ドック等費用助成について、国による継続的な財政措置及び拡充についてといたしまして、厚生労働省高齢者医療課に対し要望書を提出した経緯がございます。

これに対し、国からは先ほども申し上げましたように、国民健康保険においても国費による特別な支援を行っていないこと及び限られた予算の中で、高齢者の心身の特性に沿った保険事業を進めていくための必要な見直しであることを示され、人間ドック等費用助成の継続的な財政支援の考えがない旨を回答されております。

このような経緯もございますので、人間ドック等の費用助成に関する国への要望につきましては、助成を実施する市町の意向や、過去に制度廃止に至った背景なども踏まえた上で、要望の必要性を考えてまいりたいと思っております。

また、本広域連合単独での補助金の創設についてでございますけれども、人間ドック、脳ドックに対する補助金の廃止の理由でも御説明をいたしましたとおり、受診割合が極めて低いこと、実施市町数が少なく、保険料を財源として一部市町に保持することは公平性に欠けると考えられることから、広域連合単独での人間ドック、脳ドックにかかる補助金の創設は考えていないところでございます。

次に、御質問の2点目、高齢者の認知症対策としての補聴器購入への補助についてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度においては、保険医が疾病または負傷の治療上必要であると認めて患者に装具を装着させた場合に患者が支払った装具購入に要した費用について、その費用の限度内で療養費の支給を行うこととなっております。

支給の対象となるものは、疾病または負傷の治療遂行上必要な治療用装具に限定されており、議員御提案の補聴器につきましては、現状療養費の支給対象とはなっていないところでございます。

また、高齢者の補聴器購入助成については、全国的に見ますと、福祉行政の施策として自治体が独自に助成を実施されている事例があるようではございますけれども、医療保険者である後期高齢

者医療広域連合において助成を行っている事例はなく、広域連合において新たに高齢者の補聴器購入費補助金を創設することは難しいものと考えます。

以上でございます。

○土渕茂勝議員

現在、市や町で人間ドック、脳ドックの補助をしているところを見ますと、ネットでの検索ですけれども、人間ドックでは全ての市で実施、町では4つの町、また脳ドックでは7つの市と3つの町となっております。多くの町がこの人間ドック、脳ドックを今進めている。そういう状況から見ると、それを後期高齢者まで広げるのは当然ではないかと思えます。

江北町では、個人負担1万円を基本に、人間ドック、脳ドックにそれぞれ最大2万5,000円を補助しています。後期高齢者は、先ほど述べたように対象外となっております。そこから格差があるのはおかしいと思ったことから、今回の質問となりました。

また、佐賀県後期高齢者医療疾病分類統計資料上位50疾患によりますと、入院でトップが骨折、2番目が脳梗塞であります。認知症も9番目に来ております。人間ドックや脳ドック、そして補聴器購入への補助は、後期高齢者にこそ必要な事業だと考えますので、改めて強く要望したいと思います。

◇議長（松永幹哉議員）

土渕議員、質問を続けてください。

○土渕茂勝議員（続）

次に質問いたします。

次に、保険料の値上げと子育て支援について質問をいたします。

2008年（平成20年）4月に後期高齢者医療制度が始まってから今年で16年目になります。

説明資料によりますと、当初の保険料率は均等割額4万7,400円、所得割率8.80%、1人当たりの保険料が年額5万4,801円となっております。

その後、4回の引上げがなされて、今回、2024年（令和6年）均等割が7万8,486円と値上げ率は当初と比較して43.2%と大幅な負担増となって

おります。この間、年金支給額はほとんど上がっておりません。このままでは制度そのものが破綻していくのではと考えます。後期高齢者医療制度は考え直す時期が来ているのではないのでしょうか。

とりわけ、今回、後期高齢者医療制度になじまない異質の出産育児支援金8,700万円余りが計上され、保険料引上げの要因の一つになっております。こんなことが認められたら、制度そのものの在り方がおかしくなっていくのではないのでしょうか。

出産育児支援の財源は、高齢者の負担ではなく、国が責任を持って作るべきものだと思います。

また、この支援金の運用はどのようにされるのか説明を求めます。

○事務局長兼会計管理者（元松直朗）

まず、後期高齢者医療制度を考え直す時期ではないかという点についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度における医療給付費に要する財源は、公費で約5割、現役世代からの支援が約4割、後期高齢者の皆様から徴収する保険料で約1割を賄うこととされ、現役世代と高齢者の負担割合が明確になっております。

どれだけの割合を保険料で賄うかは、国が示す後期高齢者負担率で定められます。制度開始当初10%であった負担率は、今回の保険料率改定において12.67%と示されました。保険料率改定ごとに後期高齢者負担率は引き上げられておりますが、この背景には少子高齢化が進み、被保険者数の増加とともに高齢者の医療費はますます増えていくと見込まれる中、後期高齢者の医療給付費を支える現役世代人口は減少し、負担が拡大していることがございます。

このような中、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が令和6年4月から施行されます。

この中で、後期高齢者医療に関係するものとしたしまして、医療給付費における高齢者負担率の設定方法の見直し、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度も支援する出産育児支援金が導入されております。

令和6、7年度の保険料につきましては、本県

の被保険者数や医療給付費見込額に加え、これらの医療保険制度改革の内容も踏まえ算定をしたものでございます。

議員お示しの1人当たり保険料の金額につきましては、あくまで平均値でございますので、全ての皆様に7万8,486円の保険料を御負担いただくわけではございません。

所得の低い被保険者の方には、保険料均等割の軽減措置のほか、今回の出産育児支援金の導入による影響についても、応能負担として所得割率のみに反映されるよう配慮されております。

本広域連合といたしましては、今後も引き続き、この後期高齢者医療制度の下、医療費全体の抑制のため、被保険者の健康対策事業に取り組むとともに、必要なときには安心して医療を受けていただける安定した運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、出産育児支援金の運用についてでございます。

先ほど述べました制度改正の中で、危機的状況にある少子化に歯止めをかけるため、子育てを社会全体で支援する観点から、現役世代だけでなく、後期高齢者医療制度からも出産育児一時金にかかる費用の一部を支援する仕組みが導入されております。

この運用につきましては、医療機関や保険者間での医療費等の支払い仲介を担う社会保険診療報酬支払基金へ後期高齢者医療制度が負担する額を拠出いたしまして、この社会保険診療報酬支払基金が国保や被用者保険などの各被保険者の出産育児一時金の支給に充当する仕組みとなっているところでございます。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

今回の支援金の創設は、先ほども申し上げましたけれども、保険料引上げの要因ともなっております。

一昨年の医療費2割負担に続き、後期高齢者にとって物価高と年金削減と合わせますと、三重苦となって生活と健康を脅かしております。撤回を求めたいと思います。

保険料の値上げが続く中で、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、定率国庫負担の増加を求めています。高齢者にとって過剰な負担にならない対策として、国の負担を大幅に増やすことを要請したものではないかと考えておりますが、連合長の認識を伺います。

○横尾俊彦広域連合長

では、私のほうから回答させていただきます。

ただいまの御質問は、全国後期高齢者医療広域連合協議会としての要望についての御質問と受け止めました。

令和5年6月7日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会として、厚生労働大臣宛てに後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運営に必要な財源支援について、定率国庫負担割合の増加を求めた公費負担割合の見直しを行う内容の要望を提出しております。

少子化が現在進んでいる中で、75歳以上の後期高齢者の方々は毎年増えてきておりました。高齢者の医療費は、皆様も御存じのとおり今後さらに増えていくと見込まれているところであります。

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いてその約4割は現役世代の皆さんが負担する支援金で賄われており、高齢者医療費の増加に伴って現役世代の負担は拡大していく見通しとなっています。

このような状況の中、全ての国民がその年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うという考えに基づいて、後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、令和6年4月から新制度が始まるところであります。

今回の制度改正は、現役世代の負担を抑え、後期高齢者医療制度のみならず、国民皆保険を未来につないでいくために行われるものと考えているところです。政府も繰り返しおっしゃっていますが、負担のできる方々の協力、また理解、支援の下に、全ての多世代にわたっての社会保障制度を確立するという大きな流れがございます。

とは申しましても、高齢者の皆さんへの負担増が過剰なものとならないように、今後とも高齢者の保険負担の在り方につきましては、全国の広域連合の意見を集約し、国への要望活動をしっかり

行ってまいりたいと考えています。

○土淵茂勝議員

今、答弁ありましたように、いわゆる後期高齢者の方々の保険料が年々上がるというこの仕組みの中で、本質的な解決の道筋は国の負担率を変えると。負担を増やすということ以外には私はないというふうに思っております。そのことを指摘しまして、最後の質問に入ります。

最後に、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一本化について質問をいたします。

マイナ保険証の押しつけは、75歳以上の高齢者にとっては死活的な大問題です。マイナンバーカードを持ってない、また持たない人が資格確認書の申請、取得ができず、無保険者になれば命に関わる事態となります。

こうしたことなどを踏まえて、全国後期高齢者医療広域連合協議会は幾つかの項目で国に要請書を出しています。その1項目に、マイナンバーカードを取得しない人への対応方法を早期に示すとともに、未取得者の混乱が生じないように配慮することを求めています。今どのような配慮と対策が取られておりますか。

また、この問題の根本的な解決は、従来の保険証を残すことだと考えます。そのことを国に強く求めてください。答弁を求めます。

○事務局長兼会計管理者（元松直朗）

まず、マイナンバーカード及びマイナ保険証未保有者への配慮と対策はという御質問にお答えいたします。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化による被保険者証の廃止につきましては、令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律を含む健康保険法各法が改正をされております。

この改正法によりまして、令和6年秋に健康保険証を廃止し、新規発行を停止するとした上で、発行済みの健康保険証は最長1年間有効とする経過措置を設けつつ、保険診療は、いわゆるマイナ保険証によるオンライン資格確認で行うことが基

本となり、同時にオンライン資格確認ができない方に配慮するため、保険者が申請に基づき、保険診療に必要な資格情報を記載した資格確認書を交付することが定められております。

その後、健康保険証の廃止時期は、令和5年12月27日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令によりまして、令和6年12月2日と定められたところでございます。

議員御心配のマイナンバーカードやマイナ保険証を持ってない、または持たない方は資格確認書の申請等ができず、加入する保険の資格が不明となり、保険診療ができない状態になるのではないかという点につきましては私どもも懸念しておりましたので、令和5年6月に全国47都道府県の後期高齢者医療広域連合で組織しております全国後期高齢者医療広域連合協議会から厚生労働大臣宛に、被保険者証の廃止に当たっては、やむを得ない理由等によりマイナンバーカードを取得しない者に対する対応方針や課題への対応方法等を早期に示すとともに、カード未取得者にも混乱が生じないよう配慮することを含めて要望した経緯がございます。

また、加入保険の資格が不明で、保険診療ができない状態となることで受診機会を喪失するという事態は絶対に回避しなければならないとしまして、デジタル庁のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会や、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会などにおきましても、各方面から様々な意見が出され、議論されたものと承知いたしております。

令和5年8月8日付、デジタル庁マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会最終取りまとめにおきまして、資格確認書は、原則本人の申請に基づき保険者が速やかに交付する。ただし、当分の間マイナ保険証を保有していない者、その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する、いわゆる職権での交付による運用とされたところでございます。

なお、その他保険者が必要と認めた者とは、具

体的にはマイナ保険証を保有しているけれども、申請により資格確認書が交付された要介護者、障害者等の要配慮者が該当いたしまして、その方々が断続的に必要と見込まれるケースにおいて、職権での交付が想定されているところでございます。

本広域連合といたしましても、マイナ保険証、資格確認書のいずれも保有していないという方が生じることがないように、今後、国の通知等に基づき運用していくことといたしているところでございます。

本年12月には、現行の被保険者証が廃止になるという大きな制度の転換期を迎えます。医療機関等の受診の際に、まずはマイナ保険証を使っただけのような取組と、被保険者に対する丁寧かつきめ細やかな周知が極めて重要であると考えております。

以上でございます。

○土渕茂勝議員

改めて、従来の保険証を残すことを強く求めて質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◇議長（松永幹哉議員）

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終わります。

● 議案上程

◇議長（松永幹哉議員）

次に、第1号議案から第8号議案までの議案を一括して議題とします。

● 提案理由説明

◇議長（松永幹哉議員）

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

改めましておはようございます。では、提案理由説明をさせていただきます。

本日、令和6年2月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、後期高齢者医療制度に関わります近況をまず御報告の上、今議会に提案いたしております諸議案につきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、本年1月1日に発生いたしました能登半

島地震におきましては、多くの犠牲者や被害が出ております。被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願っているところでございます。

さて、後期高齢者医療を取り巻く状況といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための政策、改革に関する法律が令和6年4月1日から施行となります。

医療給付における高齢者負担率の見直しや所得に係る保険料率の引上げなどがなされ、高齢者にも負担能力に応じた負担が求められることとなり、令和6年度、7年度の保険料率にも反映されているところであります。

また、マイナンバーカードと被保険者証の一体化につきましては、令和6年12月2日から、現行の被保険者証は廃止となり、それ以後はマイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となります。

マイナ保険証の全国における利用率は、令和5年12月の診療分で見ますと約4.3%となっております。11月定例会でも申し上げましたが、医療DXの発展のためには、マイナ保険証は基盤となるものであり、その利用促進は喫緊の課題でもあります。

国や医療機関等と足並みをそろえ、被保険者の方々にそのメリットを知っていただくよう周知広報を行い、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

このことにつきましては、大臣も強く認識をお持ちになりまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会、そして全ての保険者を集めた会議を開催され、ぜひ協力をというお求めもあったところでございます。

それでは、今議会に提案いたしております議案につきまして御説明をいたします。

初めに、第1号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正す

る法律が公布され、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することとなりましたため、本広域連合の関係条例を改正するものです。

次に、第3号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例です。

本条例につきましては、令和6年度以降の保険料率に関する事項を定めるために提案をするものでございます。

まず、今回の保険料率改定につきましては、被保険者の均等割額を5万7,100円、所得割率を11.09%とし、これまでの保険料率から均等割額、所得割率ともに引上げとなっております。

被保険者の増加による医療給付費の増大に加え、先ほど申し上げました保険制度改革に伴う高齢者負担率の上昇や出産育児支援金の創設などの影響を見込んでいるところでございます。

今回の保険料率の算定に当たり、保険料上昇を抑制するための財源として、本年度の保険料剰余金見込額、それから県に設置されております財政安定化基金を活用する措置を講じましたが、令和4年度、5年度の改定に続き、保険料率を上げざるを得ない算定結果となったところでございます。

保険料賦課限度額につきましても、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、現行の66万円から80万円へ、令和6年度のみ73万円と激変緩和措置が講じられておりますが、引上げとなっております。

また、低所得者に対する保険料均等割の軽減基準は、軽減対象を拡充する見直しがなされておりますので、そちらも併せて所要の改正を行うものでございます。

次に、第4号議案の令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）です。

補正の額は、歳入歳出それぞれ49万9,000円を減額し、補正後はそれぞれ1億9,000万円としております。

今回の補正の主なものは、派遣職員給与負担金の増額及び前年度事業費負担金の余剰分の精算により、市町の共通経費負担金を減額、調整するものでございます。

次に、第5号議案の令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正の額は、歳入歳出それぞれ9億9,373万6,000円を増額し、補正後はそれぞれ1,379億3,323万円としております。

今回の補正の主なものは、高額療養費などの保険給付費の増額やその他予算の執行見込みによる減額及び前年度事務費負担金剰余分の精算などによりまして、歳入歳出の調整を図るものであります。

続きまして、第6号議案の令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億9,337万7,000円で、本広域連合事務局の管理運営に係る所要の経費を計上しており、前年度当初予算と比較して601万円、率にして3.2%の増となっております。

続きまして、第7号議案の令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,414億134万7,000円で、前年度当初予算と比較して68億5,530万円、率にして5.1%の増となっております。

その歳出の大部分を占めます医療給付費でございますが、来年度の平均被保険者数は約13万5,000人、1人当たり医療給付費は約103万4,000円と見込んでおりまして、医療給付費を含む2款、保険給付費の予算額は5.1%増の1,400億6,510万5,000円を計上しております。

最後に、第8号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画であります。

広域計画につきましては、地方自治法第291条の7の規定に基づき作成するものであり、現行の第4次広域計画が本年度末で満了することに伴い、令和6年度から6年間の第5次広域計画を策定するものでございます。

令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止となることを踏まえ、関連する事務の市町との分担やマイナ保険証の普及促進を新たに盛り込んでいるところでございます。

以上、今回提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

● 議案に対する質疑・討論

◇議長（松永幹哉議員）

なお、議案に対する質疑及び討論は通告がありませんでした。

● 採 決

◇議長（松永幹哉議員）

それでは、これよりただいま議題としております議案を順次、採決します。

まず、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第1号議案は可決されました。

次に、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第2号議案は可決されました。

次に、第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第3号議案は可決されました。

次に、第4号議案 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第4号議案は可決されました。

次に、第5号議案 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第5号議案は可決されました。

次に、第6号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第6号議案は可決されました。

次に、第7号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第7号議案は可決されました。

次に、第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画についてを採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第8号議案は可決されました。

● 追加議案上程

◇議長（松永幹哉議員）

次に、本日追加提出された第9号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例、第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第11号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を

改正する規則の議案を一括して議題とします。

● 提案理由説明の省略

◇議長（松永幹哉議員）

お諮りします。本案は提案理由の説明を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明を省略し、直ちに採決することに決定しました。

● 採 決

◇議長（松永幹哉議員）

それでは、第9号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第9号議案は可決することに決定しました。

次に、第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び第11号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を一括して採決します。

お諮りします。本案は可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第10号議案及び第11号議案は可決することに決定いたしました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長（松永幹哉議員）

ここでお諮りします。今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 閉 会

◇議長（松永幹哉議員）

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉
会します。

午前10時46分 閉 会

[当日配付資料]

議 席 表

(令和6年2月20日)

中村議員 (鹿島市)	牟田議員 (武雄市)	前田議員 (伊万里市)	野北議員 (多久市)	西依議員 (鳥栖市)	伊藤議員 (唐津市)	松永憲明議員 (佐賀市)	松永幹哉議員 (佐賀市)
15	16	17	18	19	20	21	22
益田議員 (みやき町)	岡議員 (みやき町)	大川議員 (上峰町)	中牟田議員 (基山町)	森田議員 (吉野ヶ里町)	増田議員 (神埼市)	古川議員 (嬉野市)	光岡議員 (小城市)
7	8	9	10	11	12	13	14
		江口議員 (太良町)	内野議員 (白石町)	土淵議員 (江北町)	江口議員 (大町町)	今泉議員 (有田町)	池田議員 (玄海町)
		1	2	3	4	5	6

議席の指定

西依 議員 (19番)

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和5年11月24日から令和6年1月22日までに、監査委員から例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその写しを送付したとおりである。

記

- 11月24日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和5年度10月分）
- 12月21日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和5年度11月分）
- 1月22日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和5年度12月分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 松 永 幹 哉

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 西 依 義 規

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 伊 藤 泰 彦

会 議 録 作 成 者
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長 倉 持 直 幸